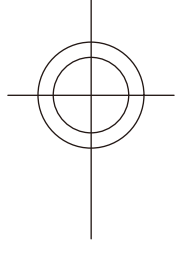



富士見都市計画 地区計画の変更（水子地区）地区整備計画図



凡 例		
	地区計画区域・地区整備計画区域	
	地区施設道路	
	都市計画道路	
	住宅地区	
	低層住宅地区	
	建築物の敷地面積の最低限度	125㎡
	建築物の高さの最高限度	15m
	壁面の位置の制限	①道路中心線から計画幅員の2分の1に0.5mを加えた距離以上後退
		②4.5-1号の一部（幅員4.5m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
		③4-1号、4-2号及び4-3号の一部（幅員4m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
		④4-3号の一部（幅員4m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
	水路側の道路境界線から6.5m以上後退	
	鉄道側の道路境界線から6.5m以上後退	
	がけ地側の道路境界線から5.3m以上後退	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	〰〰〰〰〰〰〰〰
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分
	建築物の敷地面積の最低限度	125㎡
	壁面の位置の制限	①道路中心線から計画幅員の2分の1に0.5mを加えた距離以上後退
		②4.5-1号の一部（幅員4.5m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
		③4-3号の一部（幅員4m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
		④4-3号の一部（幅員4m以上の道路として整備済の箇所）は、道路境界線から0.5m以上後退
	水路側の道路境界線から6.5m以上後退	
	鉄道側の道路境界線から6.5m以上後退	
	がけ地側の道路境界線から5.3m以上後退	
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	〰〰〰〰〰〰〰〰
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分

1:2500

